

毎週火、金曜日発行(但休日に当る時は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇監査公告 農業試験場等の定期監査の結果公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき、昭和三十五年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

・ 昭和三十六年十二月二十日

同
荻原治郎
鳥取県監査委員 松本利治

鳥取県監査公告第十八号

		農業試験場	監査個所	同 堀江実藏
				秋久數
農業講習所	中部県税事務所	同	同	同
東部	西伯病害虫防除所	同	七月十二日	堀江実藏
西部	米子	同	八月二日	秋久數
東伯	日野	同	八月二日	同
西伯	鳥取	同	九月六日	同
高頭	岩美	同	九月六日	同
"	"	同	九月十一日	同
同	同	同	九月二十六日	同

区 分	裸 麦	小 麦	ビール麦	大 麦	備 考	麦類栽培面積調			
						三十三年産	三十四年産	三十五年産	三十六年産
五、七五八	四、二四八	二、五七八	六一九	一 分比	（）は三十三年に対する百分比	五、七五八	五、五七八	五、六七九	四、三一〇
(100) ha	(100) ha	(100) ha	(100) ha			(97)	(98)	(99)	(87)
五、五七八	四、一六九	三、〇三九	五六六	2	ビール麦採種は状況	(97)	(98)	(99)	(135)
(100) ha	(100) ha	(100) ha	(100) ha		昭和三十三年産までは作付なし	(162)	(118)	(118)	(162)
四、一八〇	二八〇	四〇四	四〇四	3	昭和三十六年産まで五アール	(41)	(58)	(58)	(41)
(100) ha	(100) ha	(100) ha	(100) ha		昭和三十五年産まで五アール				

う善処が望まれる。

とくに、県下麦類の作付面積を見ると次表のとおりで、ビール麦の普及が著しく増加しつつある。

本機関はこれが、試験田、採種ほの増反を図り、試験研究に努めているが、優良原種の早期確保と増反について、一層努力の要がある。

- (2) 本場は場は約三ヘクタールのうち水稻の原々種及び原種はの所要面積は最少限度二ヘクタールを必要とし残り一ヘクタールでその他主要作物に対する諸試験を行つてゐるが、試験研究は場の需要性は益々増大し、已むなくとられてゐる分場使用及び現地試験地(二十二ヶ所)設置の方法も人員

及び旅費不足のため効率面に不満がある。は場の拡張確保と土地改良につき検討を望む。

又本年度の水稻原種配付可能数量五、一〇一kg

一 組織機構等について

現在職員は場長以下五六名(内一名休職)で、この配置状況は東伯分場一名、西伯分場六名(内一名休職)、残り三九名が本場勤務である。

本機関は総合試験場として、人的整備と施設整備につき逐年考慮が払われてゐるが、従来より懸案であった東伯及び西伯兩分場長の専任化により運営体制が強化されたとはいへ、全般的に研究職員の不足が認められる。

さらに、国庫補助事業による補助職員数等から検討すれば、病害虫觀察員の充実及び園芸科長欠員に対する措置等、技術職員の適正配置について、検討考慮の必要がある。

二 事業活動について

本年度における試験、研究項目は三十数目に上り、

各科別の業務概況は概ね次のとおりである。

1 作物科

(1) 米麦の原種決定、耕種改善を主体として各種試験に努めているが、農業経営の省力機械化に伴い、水稻の直播、薬剤による乾燥及び水田裏作に対する

る薬剤除草方法等更に有効適切な成果を挙げるよ

一段の善処を望む。

運営費(整備費含む)六百八十三万八千円を支出し、さらに県庁費その他より二千五十八万二千余円を執行している。これらによる試験、研究は、本場施設のほか県下各地に試験場を設けて試験、研究に努力しているが、職員の充実強化並びに施設整備と相まつて、農業近代化への転換期、さらに本県の特殊性も充分考慮して、総合的に本機能を發揮せしめるよう関係当局の

予算の執行状況を大別してみると、その大部分が国の委託及び補助事業である。経費支出の内訳は、農事試験場費及び麦類指定試験費より国庫対象事業費七百九十一万五千余円、県単独事業費百六十九万二千円、

昭和36年12月20日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第85号

川の水質調査等施肥改善の方策について研究調査ををしているが、これら試験結果に基づく施肥指導には、関係機関と連絡を密にして末端普及につき一層の努力を望む。

また、三十三年度より継続実施した中海干拓地(崎津、外江)の栽培試験は、本年度をもつて完了し、これら試験結果に基づき干拓地栽培方法は一応の成果を挙げている。

5 低位生産科

(1) 前年度より十ヶ年計画で実施している地力保全

調査事業は、県下畠地対象面積一五、五〇〇ヘクタールのうち、本年度末で二、四〇〇ヘクタールを完了している。このうち、本年度分は、一、四〇〇ヘクタール実施し、土壤区分と生産力阻害原因の探査に努めたが地力保全対策の確立の要がある。

(2) 土地改良跡地調査は、県下一地区四一六ヘクタールについて、暗渠排水等土地改良施行跡地の

昭和36年12月20日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第85号

付機構、方法に欠かんがあると思われる所以、検討善処されたい。

2 園芸科

担当職員は科長以下三名であるが、科長は現在場長の事務取扱であり他の一名は地区病害虫観察員を兼務しており、実質的には研究員一名である。

砂丘烟葉溉そ菜試験、てん茶試験並びにそ菜品種又は除草剤試験を単独事業費一五〇、〇〇〇円で実施しており、園芸農業が重視される折柄研究項目のみ過多となり、試験研究の結果を取纏めることすら出来ない実情であつた。これが実態について充分検討されたい。

3 病虫科

(1) 病害虫発生予察事業は、本場ほか八ヶ所の觀察所(指定事業費は全額国庫負担)と、巡回觀察により主要病害虫の状況を調査したのを始め、いもち病、ニカメイ虫を主体とする防除適期試験(事業費半額国庫補助)は場を県下四五ヶ所に設けて

病害虫の早期発見と情報の提供に努めていた。

また稻綿葉枯病の媒介体ヒメトビウンカの発生消長、本病発生と田植適期の関連について調査していた。地区觀察員定員八名のうち本場他科勤務者三名西伯分場勤務者二名をそれぞれ兼務の形でおいていることは従来のとおりであるが、人件費二分の一国補であつて、本県の実態は変形である

許りでなく双方の業務推進に支障があるので検討二分の一国補であつて、本県の実態は変形であるて、砂丘烟と黒土烟地帯を中心に、そ菜類を中心とした土壤線虫の種類、密度及び被害度などの検診業務を実施しその結果被害激甚地百ヘクタールに対し薬剤購入補助がなされた。

4 土壤肥料科

(1) 施肥改善事業(半額国庫補助)として、日野地区五ヶ所(一、九〇〇ヘクタール)を対象の水田土壤調査県下八ヶ所における施肥標準試験、七河

土壤変化の実態調査に努めていた。

東郷湖畔客土地特異酸性障害を調査し防止策を通知したが、三十六年被害の増大を見たのは遺憾である。この種防止対策については特に強く示唆警告されることが特に望まれる。

6 経営科

(1) 有畜営農試験として、本年度から東伯郡東伯町に試験地を設定して、水田酪農振興のため、水田を基盤とする飼料作物の総合改善技術試験を開始していた。

(2) また牧野土壤試験(全額国庫)のほか、飼料作物栽培試験は、前年度に引き続き畜産課所管の草地改良事業の一部を受託して黒土烟地(東伯郡東伯町及び西伯郡名和町)と、水稻旱期栽培跡地を含む水田裏作(本場)の飼料作物の栽培試験及び飼料構造評価する調査研究を実施していた。酪農振興が推奨されている現下水田裏作飼料作物栽培試験は特にその必要性が認められるのでこれが

試験、調査に對しては更に積極的な予算措置の要がある。

7 農機具科

(1) 前年度に引き続き、砂丘畠地帯における畜力作業体系確立に関する研究は、事業費一五〇、〇〇〇円(全額国庫)で湖山砂丘地域の民有地一八アールを借上げ、從来砂畠用として研究改良した機具を利用して、労力節減による作物栽培作業の試験研究を実施していた。

(2) 農機具改善に関する試験(単独事業費二〇、〇〇円)は、民有地一五アールを借上げて、麦作改善対策として、秋冬期における天候不順に適応した栽培法又は施肥播種機の構造などについての試験を実施していたが、さらに予算措置も考慮し

区 分	三 十 四 年 度			三 十 五 年 度		
	件 数	手 数 料	件 数	手 数 料		
肥料業者登録	一五件	一二、五〇〇円	一〇件	五、五〇〇円		
同 更新	六六件	三一、七五〇	一七件	五、五〇〇円		

分 檢 析 查 計	一 三			五、七五〇		
	四、〇九五屯	三〇七、一二五	三五七、一二五円	四、八四四屯	三六三、三〇〇	三八三、八五〇円

9 東伯分場

本機関は国の指定試験地として、麦育種試験並びに病理育種試験事業を職員八名(全額国庫負担)で、また単独事業として中晩稻栽培試験を二名(一名兼務)で実施しているほか、病害虫発生觀察員一名を配置し、それぞれ試験、研究、運営に努力していくが、次の点検討の要がある。

(1) 第二病理研究室は地盤低く、破損が甚しいほか、雨漏り等により暗室を使用していないので修理の要がある。

(2) 当分場には小型テイラーのみしかなく場の運営上支障があるので、機動力充実について考慮の要がある。

(3) 本分場には分任出納員設置が適切である。

10 西伯分場

監査日現在、職員は分場長以下六名で、うち二名は病害虫発生觀察員を兼務し更に常農夫一名が休職中である。

試験研究内容は、加工用そ菜、特産そ菜の試験研究を主体に実施しているが、從来から場管理は実科生の労力に依存しているので、最近実科生の入所減による実情等からして、機械力導入及び管理費予算措置について検討の要がある。

なお、当分場は、三十六年度において、生産と加工を一体とした総合的試験研究機関として整備が予定されていたが、これが機会に前記諸点の解消が予められる。

三 施設整備について

て、これが試験研究に一層工夫されたい。

(3) 大型トラクタによる水田深耕試験は本科及び

作物料、土壤肥料科が担当し、事業費二〇〇、〇〇〇円(単独事業)をもつて県下三ヶ所の試験地及び五十ヶ所の試験田を設けて耕起方法の改良策、栽培及び施肥方法等に関する研究を実施していたが、今次の農業經營のあり方に影響することが大であるので、更に綿密を総合試験に努力を望む。

8 肥料検査室肥料の取締状況は前年度に比較して努力されているが、さらに不良肥料の流通防止に一層努力されたい。

なお、本年度実施した肥料検査、その他性分分析件数等は次表のとおりである。

県 府 費	主務課より予算令達を受けたもの	二 生 産 の 費	財 源 内 訳	本 國 庫 補 助 事 業 場	計	
					県 生 産 收 入	國 庫 補 助 事 業 費
東 伯 分 場	東 伯 分 場	單 獨 事 業	國 庫 補 助 事 業 費	七 千 九 百 九 十 五 円	六 千 九 百 九 十 五 円	一 千 九 百 九 十 五 円
西 伯 分 場	西 伯 分 場	單 獨 事 業	國 庫 補 助 事 業 費	一 千 九 百 九 十 五 円	六 千 九 百 九 十 五 円	一 千 九 百 九 十 五 円
運 輸 (整備費含む)	運 輸 (整備費含む)	其 他	其 他	一 千 九 百 九 十 五 円	六 千 九 百 九 十 五 円	一 千 九 百 九 十 五 円
計	計			一 千 九 百 九 十 五 円	六 千 九 百 九 十 五 円	一 千 九 百 九 十 五 円

本年度施設整備事業として、事業費五、六八七、〇〇円(内前年度繰越分七〇〇、〇〇〇円)をもつて、は場四、六五〇坪を購入したほか、収納舎一棟を建築整備し、また、前年度より繰越した場長公舎の建設を完了していた。

本場未買収部分三、〇六四坪(宅地二、三四〇坪、は場七二四坪)は何れも登記上農地であつて、使用及び改良上不便が多いので早期買収方考慮されたい。

なお、は場購入が遅延したため、これが整備費五〇、〇〇〇円が翌年度に繰越されていたので、早期に執行の要がある。

四 収支決算の状況について

本年度の農業試験場費及び麦類指定試験費の收支決

区 分	予 算 額	決 算 額	昭和三十五年度 支 出 金		
			同 上	財 源 内 訳	備 考
一 農業試験場費及び麦類指定試験費					
國 補					
生 產 收 入					
そ の 他					
縣 費					

算状況は次表のとおりであつて、予算額一六、四五二千円(前年度繰越分七〇〇千円含む)に対し支出額は九、八四六千円に対し充当額は九、七一〇千円で、差引一三六千円の節減をはかつている。が、主として、生産收入の增收に努めた結果である。

本場運営費については逐年努力がなされているが、県費計上が比較的少く調査研究結果の印刷製本費になつていて、

なお、県費予算額九、八四六千円に対し充当額は九、七一〇千円で、差引一三六千円の節減をはかつている。が、主として、生産收入の增收に努めた結果である。

えも事欠いでいる。農業近代化に伴つて必要とする調査研究費の予算措置については格別な配意が望ましい。

項目 科別	年 度	農業講習所	
		計画A	実績B
農業講習所	三十一年度	1,000	1,000
農業講習所	三十二年度	1,000	1,000
農業講習所	三十三年度	1,000	1,000
農業講習所	三十四年度	1,000	1,000
農業講習所	三十五年度	1,000	1,000

(実科)
注 () 内は計画にたいする実績比率。

項目 科別	年 度	農林省案	
		計画B	実績C
農業講習所	三十一年度	1,000	1,000
農業講習所	三十二年度	1,000	1,000
農業講習所	三十三年度	1,000	1,000
農業講習所	三十四年度	1,000	1,000
農業講習所	三十五年度	1,000	1,000

年 度	農業講習所	
	本 科	合 計
三十一年度	100	100
三十二年度	100	100
三十三年度	100	100
三十四年度	100	100
三十五年度	100	100
三十六年度	100	100

- 三 最近三年の講義状況は
(本科)
注 () はそ菜実科の研究生である。

一 職員は所長以下六名となつてゐるが、従来どおり、所長、庶務係長は兼務で、実質的には次長以下四名が

二 講習生の状況は次のとおりである。
なお、昭和三十一年度の本科課程終了生十五名のうち、自営三名を除き、他は官庁、農協関係に就職している。

合 計
試験研究その他

生徒、監査員
監査委員 松本利治郎
同 荻原治郎

農業講習所

昭和三十六年六月二十二日監査

専任職員である。

昭和36年12月20日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第85号 (第3種郵便物認可)

であつて、各所とも自主財源の確保等税務行政の推進に努力し、逐年上昇のすう勢を示しており、担当職員の労を多とす
る。
しかしながら、賦課徴収の個々の内容を見ると考究改善すべき事項が見受けられたので、これが運用の合理化と適正化につき一層の配意を望む。

(1) 昭和三十五年度各所の課税状況は、
その結果、前年度との賦課徴収比率は

収入額すう勢比	調定額すう勢比			過誤納金 六、六八二円を含む	過誤納金を含む
	西	中	東		
一二四	一二九	一四六	一三一%		
一三〇	ク				

昭和三十五年に度にかかる各県税事務所の定期監査は、経済界の動向等による自主財源の推移、納税貯蓄組合の育成指導とともに、自主納税による徴収方式の強化、賦課

徴収の適正執行及び効率的調査体系の確立と組織の充実、さらに、調査方法の合理化等による課税標準額のはざが如何に推進され、実地に浸透されているか等につき慎重実施した。

なあ、その概況等共通的事項は次のとおりである。

昭和36年12月20日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第85号 (第3種郵便物認可) 12

であつて、学科及び実習に分けて分析してみると、学科は計画時間数にたいし本科一年九一%、二年七五%、実習時間は本科一年一五七%，二年一〇%で、これを從来の割合から見ると、逐年実習軽減に努め、学科時間の確保に努めつつあることは認められるが、一般教養科目は依然として計画を下回つている。

また、実習時間が計画を下回り、本科一年の如きは四四%にすぎない。このことは、主として講師の都合によるものと思われるので、これが確保について一層努力するとともに設備の充実についても配意の余地がある。

中部県税事務所 昭和三十六年七月十二日監査
監査委員 松本利治 同 堀江実蔵
西部県税事務所 昭和三十六年七月二十日監査
監査委員 松本利治 同 堀江実蔵
東部県税事務所 昭和三十六年八月二日監査
監査委員 松本利治 同 堀江実蔵

そ の 他	講 習 研 究	五四〇	五七五	五四〇	五六〇	五八一
B-A	計	一、三三〇	一、三〇六	一、三三〇	一、二九〇	六〇〇
		一九〇	九八・二	九七・五	九七・一	五六
		七四	一、三三〇	一、二九一	六四	三六
		五	一、二九〇	一、二九〇	四三	一九〇
		五四〇	五四〇	五四〇	五六〇	六一八
		六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	五六

昭和三十五年度各所の課税状況

00246

昭和36年12月20日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第85号 (第3種郵便物認可) 14

事務所別	年度別	現年度分		過年度分		滞納繰越分	計
		三四年度	三五年度	三四年度	三五年度		
東部	増△減	六一、五六千円 △、三〇八	五〇、八〇四 △、二、三	一〇九、二九六 △、七、五七	六、七二二 △、二、三	一五、四六千円 △、一、四四	三九、一二七千円 △、三、三三
中部	増△減	一一、五八九 △、二、三	一六三、八三 △、一、三	一〇九、二九六 △、一、四四	六、七二二 △、二、三	一五、四六千円 △、一、四四	三九、一二七千円 △、三、三三
西部	増△減	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	三九、一二七千円 △、三、三三
計	増△減	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	三九、一二七千円 △、三、三三

で、前年度に比較し、東部六九、二六二千円、中部五五、四六九千円、西部八三、八二八千円それぞれ増加し、総額において二〇八、五五九千円増加している。

(1) これを内容別みると、現年度分一〇二、三五

七千円、過年度分一二、五六二千円がそれぞれ増加し、反面、滯納繰越分六、三六〇千円の減で逐年減少している。

(2) 税目別みると法人事業税一一六、一一三千円、

遊興飲食税三四、九五七千円、軽油引取税二一、

八〇七千円、法人県民税二一、六八五千円、不動産取得税一三、五四九千円等が主で、二億三千六百七十余万円が経済成長、旅行ブームその他自然

増により増加したのに反し、税法一部改正による固定資産税九百九十余万円減のほか、自然減により八百二十余万円減少している。

(2) また、その伸びを各所別みると、法人事業税は東部三五、三六七千円、中部三一、七〇六千円、西部が四九、〇四〇千円それぞれ伸長している。遊興飲食税は観光ブーム等により東部一〇、〇九三千円、中部九、七一八千円、西部一五、一四六千円の伸びを示しているが、とくに、東部は前年度に比し観光客の減少と管内温泉旅館の分散所

昭和三十五年度各所別徴収状況

事務所別	年度別	現年度分		過年度分		滞納繰越分	計
		三四年度	三五年度	三四年度	三五年度		
東部	増△減	二七、六五千円 △、二、七	三、四五千円 △、一、三	一〇九、二九六 △、二、三	六、七二二 △、二、三	一五、四六千円 △、一、四四	三九、一二七千円 △、三、三三
中部	増△減	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	三九、一二七千円 △、三、三三
西部	増△減	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	三九、一二七千円 △、三、三三
計	増△減	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	一五、二九七 △、一、三	三九、一二七千円 △、三、三三

在不利な条件等はあつたが、課税標準額の確保につとめ顕著な成績をおさめたことは結構である。

軽油引取税は経済界景気上昇と自動車台数の増加により、東部七、六四三千円、中部五、五四九千円、西部八、六一千円それぞれ伸びている。

法人県民税においても所得自然増により東部五、六三八千円、中部五、五三二千円、西部一〇、一六千円増加で、なかでも西部の伸びは著しい。

(2) 各所別徴収状況は、左表のとおりで、調定額に対する収入率は九六・八%で、前年度に比較して四%上昇し、合計二一二、三八一千円增收している。

00247

15 昭和36年12月20日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第85号 (第3種郵便物認可)

おり、中部は実額調査前に申告書の検討をなし、不審の申告箇所を重点的に調査し、実質的には実額調査額に査定額を含めて決定しており、西部は実額調査のほかに集合調査等により決定(一部権衡修正)しているが、とくに、西部の図表によつて、申告並びに決定額の逐年の推移を把握し、曲線変化の箇所をとくに調査し、申告制度の確立とあいまつて課税の適正化につとめていたことは結構である。

(1) 各所別の更正決定状況は

東部 四三〇件 一二、三二五千円
中部 二三三件 七、七六二千円
西部 三八一件 四、九九〇千円

で、更正事実に対する追求の手をゆるめず、課税の公正化に努力していたことは結構である。理化等をも勘案し、検討考慮の要がある。

	中 部		三四年度		一〇八、七五		六、六六		一、三五		二六、二九	
	西 部	三五年度	增 △減	三四年度	三五年度	三七、三八	三四、五五	三五、五五	三六、五五	三七、三八	三八、五五	三九、五五
計		増 △減				△	△	△	△	△	△	△
				三四年度	三五年度	三七、三八	三四、五五	三五、五五	三六、五五	三七、三八	三八、五五	三九、五五
				三五年度	三六、五五	三七、三八	三四、五五	三五、五五	三六、五五	三七、三八	三八、五五	三九、五五
				三六、五五	三七、三八	三八、五五	三五、五五	三六、五五	三七、三八	三八、五五	三九、五五	三一、五五
				三七、三八	三八、五五	三九、五五	三六、五五	三七、三八	三八、五五	三九、五五	三一、五五	三二、五五
				三八、五五	三九、五五	三一、五五	三七、三八	三八、五五	三九、五五	三一、五五	三二、五五	三三、五五

(1) これを内容別にみると現年度分二〇三、七一千円、過年度分一二、一八一千円増加し、反面、滞納繰越分三、五一一千円減少している。

(2) さらに、これを各所別にみると、東部七二、六九一千円、中部五六、二三三千円、西部八三、四五千円それぞれ増加している。

(3) 調定に対する徴収状況は、東部九六・二%、中部九七・六%、西部九六・〇%で、中部がその首位を占めており、自主納税の推進、とくに、納税貯蓄組合の育成強化を図り、納期内納入、東部の

五〇%、中部五八%、西部四一%である。

二 課税事務について

(1) 遊興飲食税は、各所とも課税客体の捕そくに努め、実額調査に重点を指向し、直接、間接調査の併用、均衡査定等により課税の適正化を図っているが、各所とも効率的調査体系の確立による計画実施にさらに、創意工夫をするものを見受けたほか、課税裏付資料の集収等なお努力の要がある。

(2) 課税公正の一一般的事項として、東部は標準調査を基調とし、これに均衡査定を加味し、決定して

(2) 夜間検税の効率的運用について、さらに創意工夫されたい。

(2) 不動産取得税については、前年度に比して八、五七七千余円の現過年度分増加に対し、滞納繰越額が一五〇千余円減少しており、とくに、原始取得分については、所員全員で協力し、昨年度より増加をみているが、オートバイも配車となつたので、なお一層、課税客体の捕そくに努められたい。

また、遅延がちで課税のあい路となつて市町村長の通知義務については、これが励行されるよう万全の処置を講ぜられたい。

不動産原始取得現、過年度課税比率表

00250

昭和36年2月20日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第85号 (第3種郵便物認可) 18

務所別	年度別	現 年 度		過 年 度		計
		件数	率	金額	率	
東部	三四	三五	六六	五五、三〇円	一七・二	三五
中部	三四	三五	七九	五五、五〇円	七・二	三五
西部	三四	三五	一〇六	一、六三、七〇円	一七・七	三五
合計	三四	三五	二〇一	二、六四、七〇円	一七・七	三五
三五	二〇	一〇〇	一、六六、七〇円	一九・六	一七・一	三五
三四	七五	一〇〇	一、五九、四〇円	一三・三	一七・三	三五
合計	三四	三五	一〇九	一、五九、四〇円	一三・三	三五
三五	九二	四五、三〇	一、五九、四〇円	一〇・四	一〇〇	三五
三四	九一	一〇〇	一、五九、四〇円	九・八	一〇〇	三五
合計	三四	三五	一九三	一、五九、四〇円	一〇・四	三五
三五	九〇	九〇	一、五九、四〇円	九・九	一〇〇	三五
三四	九〇	九〇	一、五九、四〇円	九・九	一〇〇	三五
合計	三四	三五	一八〇	一、五九、四〇円	一〇・四	三五
三五	一〇〇	一〇〇	一、五九、四〇円	一〇・四	一〇〇	三五
三四	一〇〇	一〇〇	一、五九、四〇円	一〇・四	一〇〇	三五
合計	三四	三五	三〇〇	一、五九、四〇円	一〇・四	三五

(3) 自動車税については、逐年自動車の登録が増加しているが、一方課税客体のない課税保有分(東部一七、中部三四、西部一〇五)も増加している現状であるので、早期に解決するよう善処すること。

三 個人県民税について

個人県民税調定収入状況は次表のとおりで、その収入率は八六・二%であり、前年度より三・二%上昇しているが、滞納額の徴収整理になお一層指導の要がある。

個人県民税調定収入状況調

区 分	東 部	中 部	西 部	合 計
現年度分調定額	三三、三〇、〇八円	一〇・一六、六七円	三、一五、一七円	四、一五、一七円
滞納繰越分調定額	五、三〇、〇八円	一、五五、九六円	一、六九、〇九円	三、一五、九九円
小計	三八、三〇、〇八円	一一・一六、六七円	五、一五、一七円	一〇・一六、六七円
期限内収納額	二、五五、一〇円	一、一五、九六円	一、一五、九六円	三、一五、九六円
期限後収納額	一、五五、一〇円	一、一五、九六円	一、一五、九六円	三、一五、九六円
不納欠損額	一、五五、一〇円	一、一五、九六円	一、一五、九六円	三、一五、九六円
差引滞納額	一、五五、一〇円	一、一五、九六円	一、一五、九六円	三、一五、九六円
調定額に対する る收 入 率	三四	八六・〇%	八六・〇%	八六・〇%

四 県税の収納状況について

県税税目別納期内及び納期限後の收入状況は次表のとおりで、依然として、納期内収納率は低調である。

自主納税体制の確立強化を図るほか、さらに納税貯蓄組合の育成拡充強化につとめ、これが促進につきさらには努力の要がある。

区 分	内 納	期 限	後 納	收 入	
調定額 (千円)	金額 (千円)	率	金額 (千円)	率	
三五年度	三四年度		三五年度	三四年度	
内 納	收 入	率	内 納	收 入	率

内 納	收 入	率
金額 (千円)	金額 (千円)	率
三五年度	三四年度	

三五年度 三四年度

三五年度 三四年度

三五年度 三四年度

00251

19 昭和36年12月20日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第85号 (第3種郵便物認可)

区 分		滯 納 繰 越 分 徵 収 状 況 表	
東	西	計	
部	部	部	部
			調 定 額
			三、三七、元五 四、〇九六、二〇 二、三五〇、四三 六、七〇九、三〇
			収 入 濟 額
			四、一三、八六 一、〇三、九四 四、一七、四三 一〇、〇三、一〇七
			収 入 率
			三・九 二・九 一・九 一・九九、三三
			不 納 欠 損 額
			一、五九、四九 一、五九、四九 一、九九、三三 一、九九、三三
			収 入 未 濟 額
			六、四〇、一五 二、九〇、七五 五、四〇、〇四 四、一〇、八〇

六 徵収事務について

(1) 徵収猶予について

- (i) 分割徴収に対する分納計画の期限を厳守せしめること。
- (ii) 徵収猶予申請書の不備なものがある。

- (iii) 差押物件価格は滞納税額に見合うことが前提条件であるので、これが処理の合理化につき創意す

れたり、税額の半額を納付していらないものについても猶予していた例がある。(中部、西部)

- (iv) 財産差押及び換価について
- (v) 差押物件価格は滞納税額に見合うことが前提条件であるので、これが処理の合理化につき創意す

七 機動力の増強について

- (i) 予定価格(公売代金)と滞納税額との差額の処置に検討をするものがある。
- (ii) 換価猶予の取扱につき考慮の余地がある。(中部)

機動力を活用して自主納税の推進を図っているが、滞納繰越分の整理等効率的収納のためにも、また、不動産調査においても機動力にまつところが大であるので、これが強化につき当局の検討を望む。

八 財産管理について

普 県	通 事 法 個 人 税 人 税 人 税
不動産取得税	遊興飲食税
固定資産税	自動車税
軽油引取税	鉱業税
旧法による税	滞納繰越分の整理状況は次表のとおりである。さら
合	に、適確な徴収計画をたて、徴収確保につき努力の要
計	がある。

五 滞納繰越の整理について

滞納繰越分の整理状況は次表のとおりである。さら

に、適確な徴収計画をたて、徴収確保につき努力の要

25 昭和36年12月20日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第85号 (第3種郵便物認可)

昭和36年12月20日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第85号 (第3種郵便物認可) 24

除体制の確立指導運営に支障が多い。とくに防除員による勤務報告、速報の現状よりみて、これがは握指導による防除活動の促進に万全を期し難い面がうかがわるので、防除員の任命に当つては、適格者を市町村長より内申させるよう指導の要がある。なお、農業改良普及員からの速報方式実施についても検討の余地がある。

2 三日防除体制の確立について

耕作面積に対するいわゆる三日防除に必要な防除機具の絶対数は三、四一七台(東部一、四〇一台、中部八三七台、西部一、一七九台)であり、これに対し、三十六年三月末各市町村整備台数(使用し得るもののみ)は二、二九二台(東部一、〇〇八台、中部六〇〇台、西部六八四台)で一、一二五台(東部三九三台、中部三三七台、西部四九五台)不足している。とくに、うんか(しま葉枯病)等異常発生時の防除体制の確立に配意の要がある。

所	執行年月日	病害虫防除所		西伯病害虫防除所
		簡	所	
米子	昭和三十六年九月六日	松本	利治	西伯病害虫防除所
白野	"	堀江	実蔵	"
東伯	"	松本	利治	"
鳥取	"	堀江	実蔵	"
岩美	"	荻原	治郎	"
八頭	"	荻原	利治	"
気高	"	松本	利治	"

昭和三十五年度にかかる各所の定期監査を執行した結果、共通的事項は次のとおりである。

1 防除組織、機構について
本機関は組織上では三市六郡に設置していることになっているが、実質的には、東、中、西部の三地区に事務所を形成し、各地区とも二名の職員で、地区内事務所の所長は兼務となっているほか、市町村に一四〇名(鳥取地区五七名、倉吉地区三三名、米子地区五〇名)の防除員を委嘱し運営している。その機構は弱体で防除計画の策定指導と防除推進協議会活動の促進、早期発見と適期防除、防除機具の整備強化等効率的防

3 防除機具の整備状況について
県有防除機具の整備状況は次表のとおりであるが、そのほとんどが耐用年数を経過し、また貸し出し中の破損が甚しく使用不能のものが多いため、使用不能のもの及び市町村保管分の処分整理をするとともに、貸付並びに返還業務の厳正化(資材機械番号等の記録、返還されたものの点検等)、さらに進んで、防除機具の貸付けは異常発生時に限る等の措置につき根本的に検討の要がある。

合	滞納額		調定
	収入	調定	
西伯病害虫防除所	増減五四	△	一一三四四五八
米子	三三〇	△	一一三四四五八
白野	二七五	△	一一三四四五八
東伯	二九九	△	一一三四四五八
鳥取	二九一	△	一一三四四五八
岩美	二九四	△	一一三四四五八
八頭	二九七	△	一一三四四五八
気高	二九八	△	一一三四四五八
西伯病害虫防除所	増減五四	△	一一三四四五八
米子	三三〇	△	一一三四四五八
白野	二七五	△	一一三四四五八
東伯	二九九	△	一一三四四五八
鳥取	二九一	△	一一三四四五八
岩美	二九四	△	一一三四四五八
八頭	二九七	△	一一三四四五八
気高	二九八	△	一一三四四五八
西伯病害虫防除所	増減五四	△	一一三四四五八
米子	三三〇	△	一一三四四五八
白野	二七五	△	一一三四四五八
東伯	二九九	△	一一三四四五八
鳥取	二九一	△	一一三四四五八
岩美	二九四	△	一一三四四五八
八頭	二九七	△	一一三四四五八
気高	二九八	△	一一三四四五八
西伯病害虫防除所	増減五四	△	一一三四四五八
米子	三三〇	△	一一三四四五八
白野	二七五	△	一一三四四五八
東伯	二九九	△	一一三四四五八
鳥取	二九一	△	一一三四四五八
岩美	二九四	△	一一三四四五八
八頭	二九七	△	一一三四四五八
気高	二九八	△	一一三四四五八
西伯病害虫防除所	増減五四	△	一一三四四五八
米子	三三〇	△	一一三四四五八
白野	二七五	△	一一三四四五八
東伯	二九九	△	一一三四四五八
鳥取	二九一	△	一一三四四五八
岩美	二九四	△	一一三四四五八
八頭	二九七	△	一一三四四五八
気高	二九八	△	一一三四四五八

区 分	動 噴	動 噴	ミ スト	人 力 高 壓	そ の 他	計
東部地区	市町村保管	二二一	四六四 (二三三)	一三	一	二二一
中部地区	"	一五六	三四九 (一四五)	一	一	一五六
西部地区	"	一二九 (一五五)	四八〇 (一五〇)	一	一	一二九
			一	一	一	一
			二	一	一	二
			一〇	四	三	一〇
			六六〇 (二二〇)	四九一 (二三五)	六七三 (二三三)	六七三 (二三三)

(注) () は使用不能台数で内書である。

4 農薬空中撒布について

経済伸展等に伴い農村労力は極度に不足しており、労賃も値上がりの傾向を示しているが、これに対処し、

このほか、防除機具整備事業二二二、二三九円（県費）により修理並びに整備を図つていた。

5 防除所に要した運営経費の決算額は六二五、三八二円（国庫補助二三七、六〇〇円、県費三八七、七八二円）で、報償費（防除員手当）二四四、四四〇円、單

県による空中薬剤撒布空輸費補助金一五〇、〇〇〇円（県中央農協連に交付、五七〇ヘクタール実施）の外、が活動並びに維持費である。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

著者 烏取県烏取市東町一丁目
印所 烏取県烏取市栗谷町
〔定価一部月額一二〇円（郵送料共）〕